

## 平成 28 年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第 3 回 評議員会議事録

招集年月日 平成 29 年 3 月 8 日 (水)  
開催日時 平成 29 年 3 月 30 日 (木) 午後 2 時 00 分から午後 2 時 54 分まで  
開催場所 神栖市保健・福社会館 2 階 研修室  
出席評議員 21 名 (評議員定数 40 名)  
出席役員 保立一男会長、高安俊昭常務理事

定刻通り、平成 28 年度第 3 回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会評議員会を開催。

評議員総数 40 名中 21 名の出席により、定款第 14 条第 7 項に定める定足数を充たし、評議員会が成立していることを確認した後、保立会長より挨拶がある。その後、議長選出に入り、全員一致で次の者を議長に選出した。

・鶴谷 慶一 (評議員)

議事に先だつて、議長が次の者を議事録署名人に指名した。

・加藤 時一 (評議員)、山間 松代 (評議員)

※事前に資料が送付されているため、説明は重要事項のみ。

### 議案第 1 号 会員規程の一部改正について

(事務局：相良) 改正の主な理由は、平成 28 年 11 月に策定した「経営改善計画策定指針に基づく行動計画 (神栖社協発展・強化計画)」の実施項目の中で、会費をはじめ自主財源の確保を強化することが項目の 1 つに挙がっており、その一環として会員規程の改正を行うものです。具体的な条文の変更案は資料 P. 2 に記載の通りです。第 2 条では「団体会員」を創設し、本会の趣旨・目的に賛同して、その事業に参加、協力及び支援するボランティアグループ、サークル、市民団体を想定して、社協に登録されているボランティアグループや事務のお手伝いをしている福祉団体などに加入の呼びかけをしていきたいと考えております。第 3 条では会費の規定を改めております。特別会員については、5,000 円から「2,000 円以上」という形を取り、新たに設置する団体会員については、1 団体あたり「年額で 3,000 円以上」という形を考えております。これまでの会員規程の中では、1 口いくらというような表記をしていた会費額の定めについては、いずれも〇〇円以上という形にして、1 口単位での加入ではなく、少しでも気持ちを上乗せして社協の会員になっていただけるような形態として改正をしていきたいと考えています。平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年度の会員募集として実施していく予定としています。

### 一 質疑

(高柳評議員) 資料 P. 2 の第 2 条 (2) で、「支援する個人、団体」が「支援する世帯及び個人」と変更になっていますが、「世帯」とした理由を教えてください。

(事務局：相良) これまで特別会員では団体も含めて会員の呼びかけをしていたところですが、今回の改正の中で特別会員も一般会員と同じように「世帯及び個人」を単位として加入を呼びかけていこうと、会員のあり方を整理させていただきました。

(高柳評議員) 申込時は、どのような形になりますか。

(事務局：相良) 一般会員もそうですが、世帯主の名前で会員名簿へ記入する形を取らせていただいております。特別会員も同様です。

(高柳評議員) 一般会員と同じ扱いだとすると、世帯が入っても入らなくても同じかなと。団体という記載が抜けたのは、新たに団体会員が創設されたということで理解できますが、世帯で加入しても、個人で加入してもよいということですね。

(事務局：相良) 制限はありません。

(高柳評議員) わかりました。ありがとうございました。

他に質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成 20 名、反対 0 名で議決された。

議案第 2 号 常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について

議案第 3 号 役員選任規程の一部改正について

※定款変更に伴う条文の改正案であるため、上記 2 件を一括で審議することとなった。

**（事務局：相良）** 前回 12 月開催の評議員会の中で本会新定款の議決をいただきました。定款の改正によって、大きく条文が増えたため、関連規程の各条文の整理を諮るものです。役員の報酬及び選任規程の改廃は評議員会の議決を有するものとされていますので、今回、常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程と役員選任規程の改正案について提案いたしました。具体的には、参照すべき定款の条文を変更したことによって、その部分の改正を図ります。資料 P. 5 には役員の選出構成を決める別表となっていますが、これまで選出区分の 4 で地域女性連絡協議会となっていた部分について、会が解散し、現在は更生保護女性会となっていますので、変更していくものとなります。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成 20 名、反対 0 名で議決された。

議案第 4 号 財政調整積立金の一部処分にかかる平成 28 年度補正予算(案)について

**（事務局：相良）** 今回、本会が所有する財政調整積立金のうち、300 万円を処分させていただきたいという理由ですが、本会の平成 28 年度事業実施につきましては概ね計画通り遂行しまして、それぞれに係る経費につきましても財源の範囲の中で執行ができております。昨年度、一昨年度までは指定管理事業であるデイサービスセンターのぞみで一部支出超過というような事態がありまして、そのための財源補填としての積立金取り崩しを、この評議員会でも協議をいただいたところですが、本年度につきましては、デイサービスセンターのぞみ、福祉作業所きぼうの家、いずれもその事業の収入の範囲で支出が工面できている状況となっております。今年度は支出超過にはなっておらず、場合によっては少し黒字で決算を迎えられる見込みです。ただし、社会福祉協議会の収支は、その年度に入った収入をその年度で使い切るという構成です。この中で一部の収入、特に障害福祉サービスにかかる収入は、入金サービス提供月から 2 ヶ月遅れとなる関係で、手持ちの支払資金が年度末から年度始めにかけて不足する状況となっております。今回の財政調整積立金の取り崩しにつきましては、支払資金の不足に対応するために一時的に財調からの資金を必要な各支払いに充てさせていただくために提案をさせていただきます。

取り崩したお金の使い途ですが、資料 P. 7 に社会福祉事業区分補正予算書(案)として記載しました。今回補正で提案しているのが、その他の活動による収支の積立資産取崩収入として財調取り崩しを 300 万円、取り崩した 300 万円については、予備費支出へ戻入いたしまして、不足の支出に対応していきたいという内容の提案であります。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成 20 名、反対 0 名で議決された。

議案第 5 号 神栖市社会福祉協議会 平成 29 年度事業計画(案)について

**（事務局：荒井）** 別資料「平成 29 年度事業計画書及び収支予算書(案)」に沿って説明させていただきます。事業計画の基本方針としまして、平成 29 年度は第 4 次地域福祉活動計画（平成 27 年度～平成 31 年度）の 3 年目となります。本会に求められる地域福祉を推進する中核的な専門機関としまして、その役割をさらに発揮して、地域住民の皆様の安心した暮らしを応援していく内容となっております。また、今年度策定いたしました発展・強化計画の実施初年次となっておりますので、事業展開を支える財政基盤の強化をはじめとする各取り組みを計画的に実施してまいります。活動の中心はこれまでに引き続きまして、行政や他機関では取り組むことが困難な課題に対応していく中で、支援の手が届きにくい分野の福祉向上を図るものでございます。福祉サービスを必要とする地域住民の皆様立場に立って課題解決に向けて必

要な各事業を行政や関係機関、そして地域で共に暮らす住民の皆様に協力をいただく中で、平成 29 年度から新たに、また重点的に取り組む事業につきまして4つ掲げています。

- ①生活困窮者自立支援事業を神栖市より受託。増加する生活困窮者について、生活保護に至る前の段階で自立支援に向けた相談支援を行う。相談窓口では個別の支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行う。
- ②労働者派遣事業では、これまで市の福祉部局3課（社会福祉課、地域包括支援課、障がい福祉課）へ各1名ずつ職員を派遣していたが、新たにこども課を加えた4課に社会福祉士、精神保健福祉士の国家資格を有した職員を派遣する。
- ③市地域包括支援課が設定する日常生活圏域(3圏域)の中の第1圏域に引き続き担当コミュニティソーシャルワーカーを配置するとともに、新たに2つ目の圏域に同じくコミュニティソーシャルワーカーを配置することに着手し、住民の皆様の生活課題に対して具体的に支援していく体制作りに取り組む。
- ④福祉後見サポートセンターかみず（平成 28 年 4 月設置）においては、法人後見受任を積極的に展開するとともに、市民への啓発にも取り組み、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など特に支援が必要な方の権利を守る活動として充実を図る。

質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成 20 名、反対 0 名で議決された。

議案第 6 号 平成 29 年度 社会福祉事業区分 収支予算(案)について

議案第 7 号 平成 29 年度 公益事業区分 収支予算(案)について

※上記 2 件は同様の予算案であるため一括で審議することとなった。

**(事務局：相良)** 只今、議決をいただきました平成 29 年度の事業計画を実現していくためのお金の動きを表したものが収支予算案でございます。平成 29 年度の事業計画に基づいて、収支予算案を策定したところでありますが、今回は実際に事業計画の実現に向けて社会福祉協議会が保有している積立資産の一部を活用する形での予算案となっていることをまずご説明いたします。

いくつかの積立金の処分が予算案に含まれていますが、1 点目が財政調整積立金です。先ほど 28 年度補正予算で 300 万円の取り崩しの議決をいただいたばかりですが、29 年度当初予算でも 400 万円の処分を計上しています。主な理由は、神栖市へ要望していた法人運営費助成金が、当初の要望額に対しマイナス 400 万円での内示を受けたことによるものです。これは要望額の概ね 5% がカットになった状況で、不足する財源に当てるための取り崩しとなります。ただし、あくまでも処分の限度額として最大 400 万円までの取り崩しを予算化するもので、平成 29 年 4 月以降、収支状況を逐次確認しながら必要最低限の取り崩しで収められるよう経営努力を継続していきます。

2 点目は、福祉活動基金の取り崩しです。平成 29 年度当初残高は 1 億 4 千万円ですが、そのうち 200 万円を平成 29 年度予算の中で取り崩す予算を立てました。主な理由は、自主事業の拡大・充実のための財源としての活用です。特に、福祉後見サポートセンターかみずや福祉感謝会については、「発展・強化計画」でも充実強化という方針が出ていますので、そのための財政基盤強化として、福祉活動基金を活用させていただきたいと考えました。また、これまで基金の運用益、利息で行っていましたがボランティア関連団体への助成についても、昨年に引き続き、低金利の状況が続いておりますので、助成の直接的な財源として原資を活用させていただきたいという内容です。

別資料 P. 10 は、P. 11 以降にある事業区分ごとの予算積算の総括表となっております。いずれも平成 29 年度の予算ですので、新しい経理規程に準じた形でサービス区分まで記載しています。社会福祉事業区分には社協自主事業から職員退職手当積立事業まで 8 本の拠点区分を設け、それぞれ必要に応じてサービス区分を設けております。

社協自主事業拠点区分は、114,026,000 円で予算編成をしております。長期休暇中障がい児預かり事業は、受託事業であった知的障がい児放課後支援事業の今年度末の終結と併せて事業終了となりますので、平成 29 年度予算は 0 円です。

受託事業拠点区分は、それぞれ受託する事業ごとにサービス区分を設けております。日常生活自立支援事業は茨城県社協受託事業で、精神障害者デイケア事業からは神栖市から受託する事業となっております。

この中で生活困窮者自立支援事業は新たに受託する事業です。こちらは職員設置費を伴う受託なので金額的にも非常に大きく、12,102,000円での受託を予定しております。知的障がい児放課後支援事業については平成28年度をもって事業が終了したため予算額は0円です。受託事業全体では、29,944,000円の当初予算となり、新規事業がある分、28年度より大幅に増額で予算編成をいたしました。

障害者計画相談事業は、障害者がサービスを利用する上でのケアプラン作成に係る収入とそれに対する費用の拠点区分となります。契約件数やモニタリングケースが増加しておりますので、平成28年度に比べると多めで予算編成をいたしました。

ホームヘルプサービス事業は、それぞれの制度ごとでサービス区分を分け、合わせて8,990,000円で予算編成をいたしました。ホームヘルプサービス事業所については、市内に多くの事業所が育っておりますので、本会の事業規模については年々縮小していく計画となっております。

指定管理で行う障害者デイサービス事業は、41,856,000円で予算を編成いたしました。指定管理5年中の4年目の実施となりますが、今年度の利用者数をふまえ、利用想定10.3名で見込み、それに見合った支出計画を立てました。もう1つの指定管理事業である福祉作業所きぼうの家については、こちらも4年目となりますが、利用の見込みを少し増やしております。年度始めは特別支援学校の卒業生が複数名がきぼうの家の利用を希望され、すでに卒業式が終わり通所されている方もいらっしゃいます。

基金積立事業と職員退職手当積立事業については、社会福祉協議会が持っている積立金の収入支出を管理する拠点区分として設けているものです。基金積立事業の中では、福祉活動基金のうち、先ほど説明させていただいた200万円の処分が含まれた予算編成となっております。

公益事業区分は、福祉用具貸与事業と労働者派遣事業の2つの拠点区分で構成されております。労働者派遣事業については、平成28年度までは社会福祉事業で収支予算を組んでいましたが、平成29年度公益事業で取り扱います。予算は前年度に比べて9,858,000円増額となっておりますが、派遣職員が1名増員となったことと、これまでは派遣契約の形態が職員設置に係る実費だけだったものが、派遣先と協議をしまして、派遣に係る費用の概ね5%を派遣事務手数料という収益として見込む予算となりました。その関係で収益事業扱いとなって、法人税の請負業として課税対象になります。通常の会計とは別経理をする必要がありますので、公益事業区分として区分を移動して予算編成をいたしました。公益事業の予算額は34,011,000円です。

社会福祉事業区分と公益事業区分を合わせた法人全体の平成29年度予算額については、274,515,000円で編成いたしました。

#### 一 質疑一

(加藤評議員) 別資料「平成29年度事業計画書及び収支予算書(案)」P.10に基金積立事業とありますが、平成29年度は基金200万円を切り崩してここで積み立てていますよね。この兼ね合いがよくわかりませんので、教えていただけますか。

(事務局:相良) この基金積立事業の拠点区分の内訳は、福祉活動基金に関する積み立てもそうですし、取り崩しも含めて、そのために動くお金を収支予算として計上する拠点区分となっております。名称が「積立」となっておりますが、内容が取り崩しですので、少しわかりにくくなっているかもしれません。

(加藤評議員) はい。わかりました。

他に質疑はなく審議に入り、議長を除き賛成20名、反対0名で議決された。

(事務局:橋田) 評議員の皆様におかれましては、3月末をもちまして任期が満了となります。皆様には、これまで様々な機会でご尽力をいただきましたことを、事務局としてお礼申し上げますとともに、今後においても引き続き、神栖社協に対しご指導・ご協力をいただけますようお願いいたします。

以上をもって、平成28年度第3回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会評議員会は終了となる。